消費者志向自主宣言
フォローアップ活動報告 2022

対象期間：2022年9月1日~2023年8月31日

2023年9月

一般社団法人 日本エステティック業協会

消費者志向自主宣言

AEA
ALL NIPPON ESTHETIC ASSOCIATION
SINCE 1987

理　念

- エステティックを通じ「美と健康」を人々に提供し、社会に貢献することを目指します
- お客様の安心・安全を第一に高品質なサービスを提供します
- エステティック産業の健全な成長を目指します

取組方針

Ⅰ. みんなの声を聴き、かついかすこと

- 情報の社内共有を進め、従業員が各種課題案件への対応を学ぶことによりお客様目線での業務の改善へつなげます。
  この結果を、会員企業へのサービス向上に反映し、お客様・消費者への適切かつ迅速な対応ができるよう努めます。

- AEAエステティック相談センターにてお客様、消費者の声を聴き会員企業のサービス改善に努めます。また、法令、条例、制度等の改定、及び衛生・安全指導等については、ホームページ、メールを通じ会員企業の方々に随時情報提供し、会員企業のサービスにタイムリーに反映されるようにします。コンプライアンス委員会ホームページにて消費者の方々にも提供いたします。

取組方針

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

- 「健康経営」を実践し従業員が生き生きとして業務に取り組み、ワークライフバランスの充実を図り、従業員が業務を離れグローバルな視点で未来・次世代のことを考え行動を起こせる組織を目指します。
- エステティックという業態を生かし女性が活躍できる職場作りを進め、持続的に成長が図られる組織が実現できるよう支援していきます。

出典：AEAコンセプトムービー「十年分の私へ」

取組方針

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

- お客様にとり、より安心・安全で高品質なエステティックサービスを提供するサロンづくりに努めるという基本方針を経営トップが明確に打ち出し、会員企業および社内への浸透を図ります。
- 安心安全で信頼できるエステティックサロンを表彰する「優良サロン制度」の浸透を進め、お客様目線でのエステティックサロン選択の物差しとなるようにしていきます。
- AEAエステティック相談センターへ寄せられた案件をコンプライアンス委員会、理事会にて共有し、解決、改善策を策定し会員企業へ周知徹底を図りサービスの改善につなげます。また苦情、不当な広告表示等については全国の消費者関連行政団体へ定期的に情報提供を行い、行政主導による業界の健全化に貢献します。

出典：AEA発行「マンガで分かる 優良サロン制度」

主な取組内容と実績

Ⅰ. みんなの声を聴き、かついかすこと

16 平和と公正をすべての人に

AEAエステティック相談センターの活用

AEAエステティック相談センターでは、エステティックに関する相談を受け付けています。
消費者や事業者、ならびに行政機関やマスコミ関係者などからのエステティック契約やサービスに関わるトラブルや疑問などに、専門資格を有した相談員より助言や情報提供を行っています。

受け付けました相談事例は、事務局内ならびに定例会議にて共有し、消費者問題などを含む重要案件については、対応策を協議し、ガイドラインやガイダンスの作成を行い、会員企業や消費者に対し注意喚起を行っています。
また、毎年6月中旬には、相談受付内容を取りまとめた「年間相談報告書」を、関連行政機関をはじめ、国民生活センターや全国の消費生活センター、消費者関連団体へ送付し、誰でも閲覧できるようAEAホームページへ掲載しています。

▼掲載内容
https://www.esthesite.jp/compliance/contract/#supportcenter

《ガイドライン》

- No.1表示（比較広告）ガイドライン
- 施術同意書ガイドライン
- 契約書面等の電磁的方法による提供について

主な取組内容と実績

Ⅰ. みんなの声を聴き、かついかすこと

4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　16 平和と公正をすべての人に

従業員の積極的対話や勉強会参加

AEAでは、従業員全員が自主的・能動的に業務の効率化や見直しなどを考え、会員企業や消費者の方々へより良いサービスを提供できるよう、更なるエステティック業界の発展を目指しています。

各自の業務進捗状況や連絡事項などを発表する情報共有の場を
月に2回以上設け、従業員全員で積極的な意見交換をしています。

「事務局ミーティング」

「JAROセミナー参加」

また、エステティック業に関連する特定商取引法や消費者契約法、景品表示法や薬機法などの専門知識の向上に必要な勉強会などへの参加も積極的に行っています。
各々が得た有益な情報や知識は、各委員会開催の勉強会やセミナーのテーマとし、エステティック業界の発展に役立てています。

主な取組内容と実績

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう　8 働きがいも経済成長も

「産学共同・産学連携」業界セミナー・勉強会実施

AEA教育委員会では、認定校の学生の皆さまを対象に、現役エステティシャンによる業界セミナーを定期的に開催しています。

エステティック業界についての理解を深めていただくこと、
エステティシャンとしての心得や就職に向けてのアドバイス、
キャリアアップに結び付くスキルアップの方法など。
学生さんからの質疑応答などにフランクにお答えしています。

▼取組内容
https://www.esthesite.jp/about_admission/training/

業界セミナー

エステティシャン教育に関する活動　～ AEA認定エステティシャン養成制度 ～

毎年8月に試験官・認定講師勉強会、12月には認定校会議を開催し1年間の活動報告などを行っています。
認定校会議では、「エステティシャンの定着率を高める為の取り組み」と題し、教育委員会顧問よりエステティシャンの育て方について講演。初の試みとして、認定校卒業生で現在会員企業勤務の1年目、3年目、6年目の現役エステティシャンを迎え、パネルディスカッションを行いました。
試験官勉強会では、「口頭試問の構成を考える」と題し、グループディスカッションの場を設けたことにより、具体的なイメージへと繋がり、新たな気づきや発見、見直しなどについて積極的な議論が行われました。
また、認定講師勉強会では、認定校在校生605名からのアンケート結果を踏まえ、エステティック企業教育担当者3名によるパネルディスカッションを行うなど。大変有意義な会議であったとのお声をいただきました。

主な取組内容と実績

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう　8 働きがいも経済成長も

中高生のためのキャリア教育イベント
「エステティシャン職業体験フェスタ」を開催

エステティシャンという職業を中高生や保護者にも身近な存在として知ってもらうため、
関東経済産業局、千葉県教育委員会、千葉市教育委員会の後援をいただき開催しました。

美容サービスの中でも中高生が経験することの少ないエステティックサービス。
当日はエステティックに興味を持って学んでいただけるようエステティック業界についての説明や
パネルディスカッションなどの座学とは別に、現役エステティシャンによる施術体験やユニフォーム試着体験・
写真撮影などのプログラムを提供しました。

▼取組内容
https://www.esthesite.jp/topics/detail.html?id=103

エステティシャンによる施術体験

◀ エステティシャン8名によるパネルディスカッション

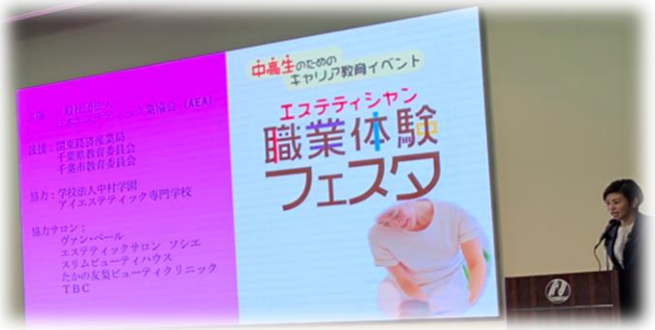

エステティック業界について説明

主な取組内容と実績

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう　17 パートナーシップで目標を達成しよう

「経済産業省こどもデー」への出展協力

霞が関の府省庁が連携し、施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした「こども霞が関見学デー」
AEAは業界団体の一員としてこの取り組みに2018年から継続して出展協力しています。

4年振りの実地開催となった今回は、コロナ禍では不可能だった職場体験を意識した内容としました。
子どもたちにエステティシャンという職業に興味を持ってもらうこと、また、参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としています。

- 現役エステティシャンと一緒に行うフェイシャルやハンドケアの実習体験
- 実際にエステティシャンが着用するユニフォームの試着体験

▼取組内容
https://www.meti.go.jp/intro/kids/torikumi/kids2023.html

事前申込不要　参加無料
～キレイのスペシャリスト～エステティシャンを体験してみよう！

キレイのスペシャリスト「エステティシャン」ってどんなお仕事かな？ 3つの体験をしてみよう！

①人気のお顔トリートメントをエステティシャンと一緒にやってみよう！
②パパやママがよろこぶハンドケアを覚えよう！
③制服を着てエステティシャンになってみよう！写真撮影もOK

共催・協力：一般社団法人日本エステティック振興協議会

開催日：8月3日（木）
対象：未就学～

お問合せ先：一般社団法人日本エステティック振興協議会／一般社団法人日本エステティック業協会
電話：03-6272-6154

フェイシャル実習体験

◀ 出典：経済産業省「こどもデー」ホームページより

主な取組内容と実績

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

3 すべての人に健康と福祉を
8 働きがいも経済成長も
17 パートナーシップで目標を達成しよう

「健康経営優良法人2023」に認定されました

AEAでは、従業員一人ひとりが心身ともに健康で、働きやすい・働きがいのある職場が最も重要であると考え、健康経営健康づくりへの取り組みを積極的に行っています。

従業員全員で始業前ストレッチや体操、ウォーキングイベントに参加するなど、運動促進を行っています。
メンタルヘルス研修の実施、健康づくりミーティングを毎月開催し、従業員の活力向上や生産性の向上、
さらには組織としての価値向上を目指しています。

会員企業の皆さまへは、健康経営について理解を深めていただきたく、
「健康経営ハンドブック*」を作成し配布させていただいた結果、
健康経営に取り組む会員企業も年々増えてきています。

▪ 取り組み企業：17社 / 取り組み検討企業：29社
2023年9月末現在

▼取組内容
https://www.esthesite.jp/compliance/health_management/

＊監修 経済産業省

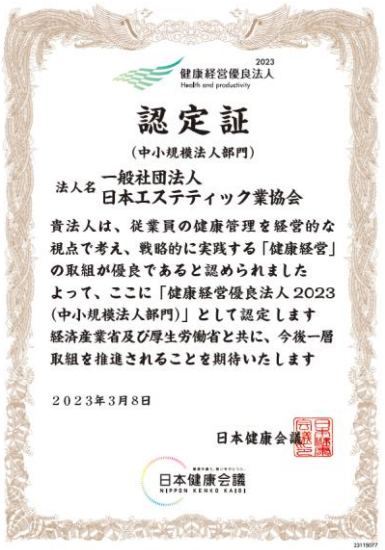

2023
健康経営優良法人
Health and productivity

健康優良企業
健康優良企業認定番号 健銀第1607号（2）

出典：AEA発行「健康経営ハンドブック」

主な取組内容と実績

Ⅱ. 未来・次世代のために取り組むこと

9 産業と技術革新の基盤をつくろう　12 つくる責任 つかう責任　17 パートナーシップで目標を達成しよう

「もったいないオフィス家具 資源循環パートナー」への参加

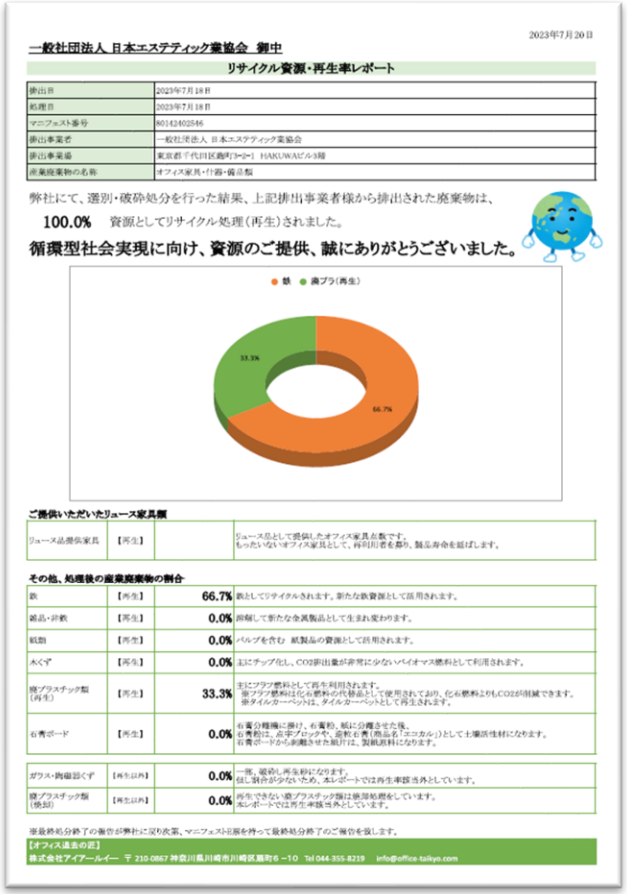

2023年7月20日

一般社団法人 日本エステティック業協会　御中

リサイクル資源・再生率レポート

排出日	2023年7月18日
処理日	2023年7月18日
マニフェスト番号	80142402546
排出事業者	一般社団法人 日本エステティック業協会
排出事業場	東京都千代田区麹町3-2-1　HAKUWAビル3階
産業廃棄物の名称	オフィス家具・什器・備品類

弊社にて、選別・破砕処分を行った結果、上記排出事業者様から排出された廃棄物は、

100.0%　資源としてリサイクル処理（再生）されました。

循環型社会実現に向け、資源のご提供、誠にありがとうございました。

ご提供いただいたリュース家具類

リュース品提供家具	【再生】		リュース品として提供したオフィス家具点数です。 もったいないオフィス家具として、再利用者を募り、製品寿命を延ばします。

その他、処理後の産業廃棄物の割合

鉄	【再生】	66.7%	鉄としてリサイクルされます。新たな鉄資源として活用されます。
雑品・非鉄	【再生】	0.0%	溶解して新たな金属製品として生まれ変わります。
紙類	【再生】	0.0%	パルプを含む　紙製品の資源として活用されます。
木くず	【再生】	0.0%	主にチップ化し、CO2排出量が非常に少ないバイオマス燃料として利用されます。
廃プラスチック類（再生）	【再生】	33.3%	主にフラフ燃料として再生利用されます。 ※フラフ燃料は化石燃料の代替品として使用されており、化石燃料よりもCO2が削減できます。 ※タイルカーペットは、タイルカーペットとして再生されます。
石膏ボード	【再生】	0.0%	石膏分離機に掛け、石膏粉、紙に分離させた後、 石膏粉は、点字ブロックや、塗粒石膏（商品名「エコカル」）として土壌活性材になります。 石膏ボードから剥離させた紙片は、製紙原料になります。
ガラス・陶磁器くず	【再生以外】	0.0%	一部、破砕し再生砂になります。 但し割合が少ないため、本レポートでは再生率該当外としています。
廃プラスチック類（焼却）	【再生以外】	0.0%	再生できない廃プラスチック類は焼却処理をしています。 本レポートでは再生率該当外としています。

※最終処分終了の報告が弊社に戻り次第、マニフェスト正原を持って最終処分終了のご報告を致します。

【オフィス退去の匠】
株式会社アイアールイー　〒 210-0867 神奈川県川崎市川崎区麹町6 −10　Tel 044-355-8219　info@office-taikyo.com

出典：「もったいないオフィスドットコム」より

AEAでは「もったいないオフィスドットコム」を通じ、不要になったオフィス家具などを無料で提供しています。
SDGｓへの取り組みや環境経営の一環として、リユースやリサイクルを活用し、資源循環型オフィス経営に協力しています。

- オフィス家具などのリュース活用を通じ廃棄物軽減を目指す
- 資源利用効率の向上と環境に配慮した産業プロセスの改善を図る
- 業種・業態に関わらずパートナーシップでSDGｓへ貢献する

提供したスチールラックとオフィスチェア

もったいないオフィス家具
資源循環パートナー
Partner company for resource circulation of office furniture.
MOTTAINAI-OFFICE

主な取組内容と実績

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も

AEA優良サロン制度の充実

AEAでは、エステティックを人々の健康と美を支えるサービス産業と捉え、消費者の皆さまに安心・安全で高品質な サービスを提供することを最優先事項として取り組んでおります。この目的を具体化する一つの施策として「優良サロン制度」を設立しました。

優良サロン制度においては、従来の法令遵守、エステティシャン 教育に加え、従業員のキャリア形成や労働環境の整備等の人への投資も審査の対象とし、これらにより安定した雇用環境の創出が図られ、サービスの質の向上にも繋がると考えています。また、優良サロン認定を得ることに よって、消費者からの信用を得ると同時に、消費者の皆さまにとっては、サロン選びの判断基準にもなります。
【 2023年9月末現在　 認定企業：8社 440店舗 登録 】

優良サロン制度は、経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方*」を踏まえた業界自主ガイドラインとして登録されています。 2019年度より開始した本制度は4年目を迎えました。
2022年2月には中立的立場の有識者、専門家を含む策定委員会を設立し、制度内容につき改訂を行い、審査におけるエビデンスの強化を図り、より充実したものとしました。

＊ヘルスケアに関係する業界団体などが業界自主ガイドライン等を策定・改定する際に踏まえるべき指針

▼取組内容
https://www.esthesite.jp/aboutus/excellentsalon/

主な取組内容と実績

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

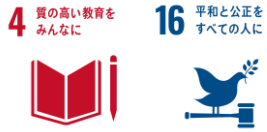

消費者や事業者への情報提供

AEAコンプライアンス委員会では、エステティックに関連する広範なコンプライアンス関連事案について消費者目線で議論をしています。
活動内容は会員企業のみならず、エステティック産業に関係する事業者や従事者、エステティックサービスを利用される消費者、エステティックに興味のある方にも参考となる情報として、AEAホームページ「コンプライアンス委員会からのお知らせ」にて紹介しています。

《掲載事例》
- 不当な勧誘や契約から消費者を守る「消費者契約法」_消費者庁
- 改正特定商取引法の書面電子化に係るガイドラインの公表等について_消費者庁
- 18歳・19歳の消費者トラブルの状況-成年年齢引下げから1年-_国民生活センター
- 整骨院及びエステサロン等を経営する事業者に対する景品表示法に基づく措置命令_埼玉県
- 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています_厚生労働省
- セルフエステ、サブスクや解約でのトラブルが多数発生しています_東京都消費生活総合センター
- 霊感商法等による消費者被害の救済についての法改正_消費者庁
- チョット待って！それマルチ商法かも！？_消費者庁
- 「心の健康づくり計画」をご存知ですか？_厚生労働省

▼取組内容
https://www.esthesite.jp/compliance/

主な取組内容と実績

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

4 質の高い教育をみんなに　16 平和と公正をすべての人に

会員ならびに教育関係者向け勉強会の実施

エステティックサービスを提供するにあたり、知っておくべき特定商取引法などの法令について、会員ならびにエステティック教育に携わる関係者向けに随時勉強会を行っています。

本年1月には、会員サポートの一環も兼ね行っている会員公式ホームページ「広告表示改善活動」より、エステティック広告表示に関わる法令について説明するとともに、問題の多かった広告表示事例を紹介。
6月には「エステティック業とは何か」を取り上げ、会員さまから関心が高かった特定商取引法について、契約するにあたって必要な基本ルールを説明しました。
また、情報提供事案として、埼玉県が県内の大学・高校と連携し、授業の一環として行っている取り組み「不当表示広告調査」についてご紹介しました。

《プログラム例》

- エステティック広告表示に関わる法令
- 不適切広告表示事例の紹介と問題点説明
- 特定商取引法「基本ルール編」
- 学生からの問題表示報告事例
- AEAガイドラインについて

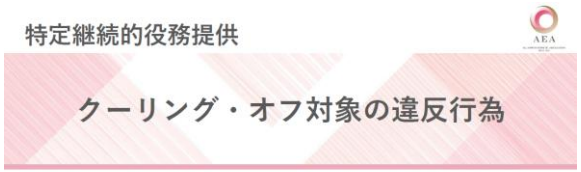

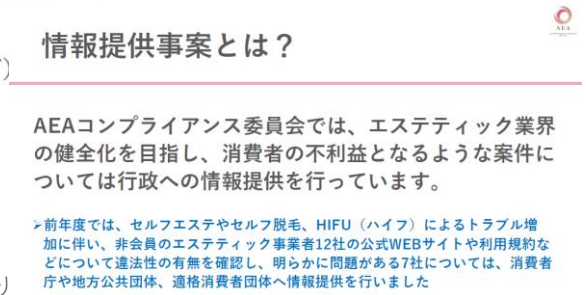

出典：「AEA作成：勉強会スライド」より

主な取組内容と実績

Ⅲ. 法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること

16 平和と公正をすべての人に

消費生活センター 相談員向け研修会実施

AEAではエステティックに関する法令セミナーなどを随時行っています。
消費者被害防止のために、近年問題とされている内容などの相談事例を踏まえながら、具体的にお話をさせていただいております。

本年4月には「エステティックに関するトラブル事例と解決のための基礎知識 ～近年増加傾向にある相談をもとに解説～」と題し、山口県消費生活センター主催の新任消費生活相談担当職員研修にて、1時間半AEAエステティック相談センターへ寄せられました事例をもとに、エステティックサービスで用いる業務用機器や相談者に対するアドバイス内容などについて、クイズを取り入れながらお話をさせていただきました。
今後も全国の消費生活センターなどからのご要望がありましたら、随時研修などを行う予定です。

《主な研修内容》

- AEAエステティック相談センターについて
- エステティック業とは
- エステティックサロンで提供する主な施術
- 主な相談内容
- 相談事例と回答・助言
- エステティック相談にあたって

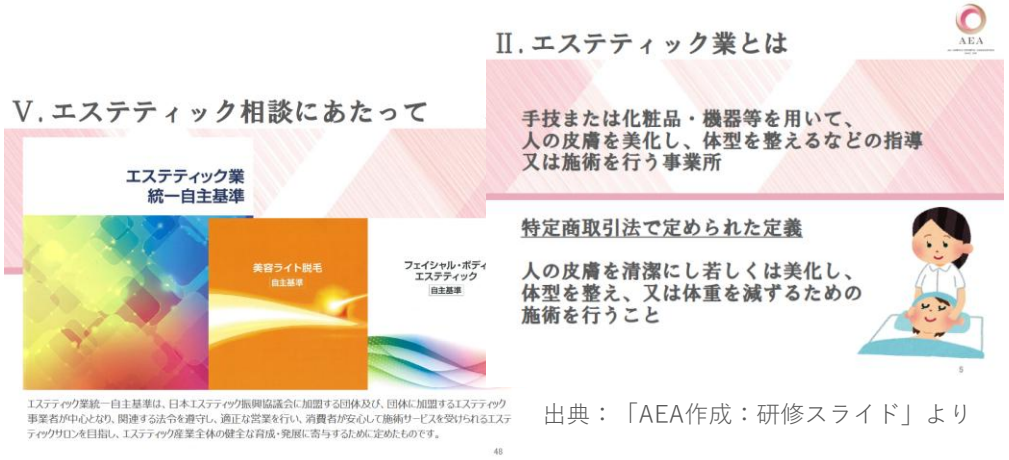

出典：「AEA作成：研修スライド」より